

新型コロナウイルス対策と今後の日程変更について

1. 予防

(1) 手洗い

- ・正しい手洗いの方法を校内や寮内にポスター掲示
- ・せっけんでの手洗い実施
- ・手洗い後は、ハンカチで拭く。

●ハンカチ持参(スポットインで購入できるように)

●食事当番の強化。寮監の先生にも協力してもらう。

(2) 咳エチケット

- ・かぜ症状がある者はマスク着用 ●マスクは個人購入
- ・正しいマスクの付け方を校内や寮内にポスター掲示

(3) 湿度を保つ

- ・加湿器可動：次亜塩素酸液(ステリーパワー除菌液)を少量入れる
- ・濡れタオルを室内に干す

(4) 健康管理

- ・バランスよく食事をとる
- ・十分な睡眠をとる：寮の消灯前に寮内放送をいれる
睡眠をとることで抵抗力をつける
- ・適度な運動

(5) 清潔を保つ

- ・清掃の徹底：公共场所や自室、職員室、車内など
- ・アルコール消毒：水道の蛇口や教室などのドアノブや階段の手すりなど
[寮]学生生徒が登校後、寮監が寮内消毒を実施
[校舎]教室内各箇所を各担任が消毒を実施

(6) 手指のアルコール消毒

- ・玄関の出入り口や食堂、トイレなどに設置

(7) 朝の健康チェック

- ・朝のHRにて実施
- ・高校・大学校ともに実施
- ・体調不良者・欠席者の把握

(8) 教職員の健康管理

- ・教職員が健康であることが大事

(9) 全校集会の取り止め

(10) クラブの遠征や試合

- ・校内練習、及び近隣施設(マリンタウン、門前健民体育館等)での単独練習は実施可
- ・他校との練習試合、宿泊を伴う遠征は自粛する
- ・主催者が開催を決めた公式戦(甲子園、全国選抜大会等)への出場は可とする

2. 発生時の対応

(1) 体調不良者への対応（別紙1参照）

(2) 関係各所へ連絡

- ・学校医：宮下医院
- ・保健所：能登北部保健福祉センター
- ・能登空港

(3) 措置

- ・状況に応じて休校措置をとる
- ・学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定める第一種感染症（学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条第2項）
- ・各学校（専修学校を含み、各種学校を含まない。）の校長は、当該感染症にかかった児童生徒等があるときは、治癒するまで出席を停止させることができる。

(4) 帰省中に感染した場合、感染の疑いがある場合

- ・地元の「帰国者・接触者相談センター」に相談してもらう
- ・学校の許可があるまで自宅で療養してもらう

3. 日程の変更

(1) 春季休暇開始の変更

下記の通り、希望の学生、生徒は帰省が可能です。但し、航空券等のキャンセル・変更が困難な場合、及び事情により希望する場合は残寮できます。

高校：3月13日（金）昼食後解散

大学校：3月9日（月）昼食後解散

(2) 春季合宿について

1. (10) の通り、校外遠征、練習試合等は自粛するため、合宿日程の変更が生じます。詳細はクラブ顧問に問合せ下さい。なお、すでに納入して頂いた合宿費については、次回のGW合宿費もしくは次年度学費にて調整します。

☆保護者の皆様へ

上記に関しまして、学校では生徒個人で積極的に予防に取り組むよう指導しております。しかしマスクやアルコール消毒等の物品確保にも困難な状況が続いており、生徒全員分物資を確保することも難しい状況です。生徒自身が自分で予防できるよう、保護者の皆様には必要な物資を準備して頂きますよう宜しくお願い致します。

なお、事態の進行や状況が変化した場合、関係機関と連携をとり対応策を更新し、具体化して参ります。